

協上就業スルコト
 一切ノ費用トシテ工場立側ヨリ金一封百五十円
 支給スルコト

法人協 議 會

字 6. 5. 7
 2903

京都市下 彌 区 東九条明田所 一五

労働者 二五名
 参加者 一八名

該工場ノ月給制ナリ最近作業ノ都合上著シク労働
 時官ヲ延長セリ為職工ハ不満ヲ抱キ労働時短縮
 ナ嘆願シ八月二日ヨリ休業ヲ決行セリ翌三日ニ至リ
 労資双方見ノ結果内滿解決

要求事項
 一 不当解雇絶対反対

労働時百八十時間トシ時外ノ就業ハ歩増スルコト
 少年工ニ封ジテハ工場法ヲ最重ニ適用スルコト

解決事項

以下二項